

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

庄内町企業課より大切なお知らせ

令和元年 10 月 1 日より 指定給水装置工事事業者は 5 年ごとの更新が必要になりました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年 10 月 1 日に施行されました。

- 指定の有効期限が従来の無期限から **5 年間**となります。
※これまで指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1 ~ H11.3.31	改正法施行日の前日から 1 年：令和 2 年 9 月 29 日まで
H11.4.1 ~ H15.3.31	〃 2 年：令和 3 年 9 月 29 日まで
H15.4.1 ~ H19.3.31	〃 3 年：令和 4 年 9 月 29 日まで
H19.4.1 ~ H25.3.31	〃 4 年：令和 5 年 9 月 29 日まで
H25.4.1 ~ R1.9.30	〃 5 年：令和 6 年 9 月 29 日まで

初回更新については、対象となる指定給水装置工事事業者様宛に、ダイレクトメールにて通知をします。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

- 指定更新の要件は水道法第 25 条の 3（指定の基準）を準用し、下記の確認を行います

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第 25 条の 3 で規定された欠格要件に該当しない者

- 指定更新申請時に 4 項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準（法第 25 条の 8 及び法施行規則第 36 条）に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- i. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii. 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- iii. 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

- 更新申請に必要な書類
※水道法第 5 条の 2 を準用

- ・様式第 1 及び第 2
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類（免状又は技術者証等）

- 4 項目確認資料

- ・講習会の受講修了証書
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

◇更新申請についてのお問い合わせは
庄内町企業課 工務管理係 TEL：0234-42-0186